

# ふくしまの酒蔵ガイドブック制作事業業務委託に関する業務仕様書（案）

## 1 業務名

ふくしまの酒蔵ガイドブック制作事業

## 2 事業目的

「ふくしまの酒」の魅力を発信するため、ふくしまの酒蔵ガイドブックを制作し、県内の卸業者、小売店等へ配布することで、消費者・バイヤー等の知名度向上、消費拡大を図る。

## 3 委託業務内容

以下の内容でガイドブックを制作すること。

### (1) 仕様

#### 提案1

- ・紙質、サイズ、色数についてご提案ください。
- ・ふくしまの酒を効果的に情報発信できるようなテーマやページ構成をご提案ください。

### (2) 制作部数

- ・発行部数は10,000部とし、11月1日までに納入すること。
- ・納品場所は県産品振興戦略課のほか、県が指定する場所に送付すること。

### (3) ふくしまの酒マイスターの起用について

- ・ふくしまの酒マイスターを起用し、「ふくしまの酒」と食材のマリアージュを紹介するページを設けること。
- ・取材場所として原則、県内の飲食店等を使用すること。
- ・その他、ふくしまの酒のPRにつながる企画を提案すること。

### (4) 蔵元に関する記事について

- ・福島県酒造組合に加盟する蔵元（56蔵）を1蔵1ページで紹介すること。
- ・内容は2020年10月に発行した「ふくしまの酒蔵ガイドブック」を基本とし、会社名、写真（人物1枚・商品3枚・蔵風景3枚）、会社情報、会社紹介文を蔵元と調整すること。

### (5) 各種WEBサイトとの連動

- ・県産品振興戦略課のHPに掲載出来るデータを提出すること。

#### 4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ

#### 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・統括責任者通知書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 統括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

#### 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。